

平成 29 年 11 月吉日
静 清 信 用 金 庫

「個人番号の利用目的」の変更（追加）について

静清信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、「個人情報等の取得と利用目的」に記載しております当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

1. 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
3. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
4. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
7. 預金口座付番に関する事務のため

以 上

※預金口座付番とは、平成 27 年 9 月に改正された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座を個人番号と紐付けすることです。

預金口座付番の開始日は、平成 30 年 1 月 1 日からとなります。

《参考》

○リーフレット：「マイナンバーの届出にご協力ください」

（一般社団法人・全国信用金庫協会・内閣府）